

○調停の申出事項について

(令和5年12月1日)

開発事業等に係る紛争調整に関する条例第2条第6号をはじめとした同条例の規定及び趣旨並びに開発事業等におけるまちづくりに関する条例の規定及び趣旨から、調停の申出事項については、下記のとおりのお取り扱いとします。

記

1 申出できる事項について

開発事業等に係る紛争調整に関する条例第2条第6号に規定する「日照、通風、採光の阻害、風害、電波障害」のほか、申出できる事項は、「当該開発事業等により新たに建築される建築物等自体の規模や配置等に関するもの」です。

申出できる主な例

- ・ 建築物の高さ
- ・ 離隔距離
- ・ プライバシー
- ・ 建築物の壁面の色彩・仕上げ
- ・ 駐車場又は駐輪場

2 申出できない事項について

下記の事項を対象として申出することはできません。

- ・ 建築物等自体の規模や配置等といえないもの
具体的には、店舗や有料駐車場等の営業時間、貸テナントに入る店舗の種類や業態、管理運営規約に関する事、臭気、工場等の稼働時間等のような事項があげられます。
- ・ 建築工事に関するもの（工事車両に関するものを含む。）
- ・ 法令及び条例に違反するもの
- ・ 中高層建築物以外に係る電波障害
- ・ 金銭補償に関するもの

以上